

町営水道からのお知らせ

令和8年2月の寒波により水道管（給水管）等の破損・破裂が相次ぎ、多くの漏水の被害が発生しました。

そこで、下記により水道料金の特別減免措置をおこないます。

○対象者

令和8年2月の寒波による水道管等の破損・破裂で漏水が発生し、修繕が完了している契約者。

○減免の対象となる請求月

令和7年度3月請求分（1月と2月使用分）

○減免の内容

前年同期（令和6年度3月分）の使用水量と比較して、今回の使用水量が増加した場合、増加水量分を減免します。

○申請に必要なもの

減免申請書（環境水道課窓口にあります。ホームページからもダウンロードできます。）

○申請期間

令和8年3月23日（月）まで（土日・祝祭日を除く）

○提出先

環境水道課 水道係

○その他

1. 今回の減免は、水道料金の減額を目的としており、修理代の補償ではありませんので、修理代は個人負担となります。
2. 応急的に使用者自身で修理している場合は、再度漏水する可能性があります。お早目に指定工事店へ修理を依頼してください。
3. 今回の減免申請は特例措置であり、通常の漏水による減免とは基準が異なります。申請期間後に申請した場合、減免できないことがあります。

太良町役場 環境水道課
水道係 TEL:67-0946